

社会福祉法人 やまと福祉事業団 令和6年度 事業計画

はじめに

年明け元旦の夕方に飛び込んできた石川県能登地方を震源とする最大震度7、マグニチュード7.6の能登半島地震は、新年のお祝いムードが一転。この3月15日時点で、死者241名、安否不明者5名。一時期は、十分な明かりや暖を取るすべもなく、極寒の夜を過ごした施設もあったと云うことです。

福祉施設の被害は、高齢者施設191カ所、障害者福祉施設38カ所、救護施設3カ所。多くの施設では、電気・ガス・水道が止まり、ストーブが支給されたのは、一週間後の1月8日、電気が使えるようになったのもその翌日で、それまで寒さを絶えしのいだと云う悲惨な状況であります。

お亡くなりになった方々に、心より哀悼の意を表しますと共に、被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。

当法人では、この度の地震により大きな被害が発生し、激甚災害法に基づく「激甚災害」に指定されたことを受け、人的支援はできませんでしたが、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会「全社協」・全国社会福祉法人経営者協議会「経営協」を通じて義援金を拠出させて頂いたところであります。

今後予想される地震のうち、南海トラフ巨大地震は、30年以内に70～80%の確率で発生すると予想されており、その確率とXデーに向けて、今すべきことや備えをしておく必要があります。

このように、自然災害の発生や感染症に対して事業が円滑に安定的に継続できるように、各事業所において事業と地域に則した業務継続計画（BCP）を策定し、引き続き利用者がサービスの提供を受けられるように、また、業務が中断した場合等であってもその期間を短縮し、利用者へのサービスを早期復旧することで、経営に与えるインパクトを最小限にするための規定を順次整備し、この度の理事会・評議員会での審議決議を経て、この4月1日から施行すると同時に、研修・訓練を行い職員全員が緊急事態に陥った場合でも、役割を把握して行動が出来るようにしておくことが、BCPの実効性を高める最大のポイントであると考えて取り組む所存であります。

また、平成24年10月から障害者の権利及び利益擁護を目的とした障害者虐待防止法が始まりましたが、施行後も、深刻な虐待事案が

あり、全国的に障害福祉施設、障害福祉サービス事業所における支援員や関係者による身体的、心理的等の虐待行為が報道されております。

これまで、当法人内ではそれらの事案の発生や兆候はありませんが、この法律等関係法令を理解し、虐待防止等に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通の認識をもつための研修を重ねる等、防止法の理解と対応策の職場内研修を重ねて参ります。

更には、NHK等の報道で度々取り上げられていますように「放課後等デイサービス事業所」で、職員が気付かないうちに、利用者が行方不明になる問題です。

主要都市では、ここ5年間で、行方不明339名、そのうち3名の子供が付近の川で死亡していたと云う悲惨な事故が発生し、併せて、施設の送迎バス内に取り残された児童が死亡するなど痛ましい事故の発生もあとを絶ちません。

こう云った行方不明や、真夏の炎天下に送迎車に児童を置き忘れ死亡させると云った事故事案をなくすための研修を重ねるなど、安全管理ガイドラインに沿った研修等を実施し、事故防止の徹底を図ってまいります。

次に、厚生労働省は3月5日、社会保障審議会障害者部会に2024年度障害報酬改定の概要を報告しました。改定のポイントは、施設入所・生活介護・グループホーム・強度行動障害・就労継続支援・障害児支援に及んでおります。

その中でも、例えば、障害者の日中活動を支える「生活介護」の基本報酬に利用時間に応じた区分が設けられたことについて、複数の委員が懸念を表明。「自宅から事業所までの送迎の時間を考慮してほしい」等との訴えがあったと云う課題もあります。

現在、生活介護の基本報酬は事業所の営業時間によって設定されており、体調不良などで利用時間が短い人がいても、営業時間通りの報酬を得ていると云う批判があった。これを踏まえ、今回の改定では、利用時間が「7～8時間」の利用者を受け入れた場合の報酬を現行とほぼ同じにした上で、「6～7時間」を現行比3%減、「5～6時間」を同3割減とするなど、1時間刻みの報酬区分を導入されました。

これにより、盲ろう者や精神障害者など、障害特性により利用が短時間になる人を多く受け入れる事業所は不利になる。また、交通の便の悪い地域では、利用者の自宅から事業所までの送迎時間が長いた

め、利用時間が短くなりがちだと云う。

これについて、委員からは「障害者の住み場所によっては、在宅生活が選べなくなる」という懸念や、他の委員からも「送迎が長くなる地域のことも考慮してほしい。」「地方では事業をやめる事業所が出るのではないかと云った意見が多く上がったと云うことです。

厚労省は、事業所が不利にならないよう配慮措置を講じるとしていますが、現時点での詳細は不明。これは改定の一例ではありますが、今回の改定は「全体的に分かりにくい」との見方が多く、配慮措置の内容次第では更に複雑になることから、現場の実務は勿論のこと、収入・運営面への影響は免れず、これまで以上に事業運営への工夫と戦略が求められる年度でもあります。

一方、社会福祉法人経営を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少は、福祉人材の確保をより深刻困難なものとし、福祉サービス提供現場における慢性的な人材不足を加速させていきます。また、家庭機能の脆弱化とコミュニティの希薄化による社会的孤立や生活困難など、生活課題・福祉課題は複雑化・多様化している。

国においては、全世代型社会保障構築のため、社会保障施策の検討が進められるとともに、感染症や物価高騰等の影響による生活困窮や貧困等の多様な生活課題への対応が求められています。

そのような状況を踏まえ、社会福祉法人施設は、利用者本位のサービス提供や孤独・孤立への対応、災害・感染リスクに備えるためのBCPの策定、災害時の要配慮者支援等の取組等について、地域福祉の中核的な役割を果たしていかなければなりません。

特に、共通の課題である、福祉人材の確保・育成・定着に関する取り組み、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みの検討、今後、30年以内にマグニチュード8から9の南海トラフ巨大地震が70～80%の確率で発生すると予想されており、災害に備えての対策、それに法人のガバナンス強化と経営及び本部機能の在り方等を意識した活動を推進します。

法人は、本年7月で平成13年7月の創設から、丸23年を迎えることとなりますが、その活動は、暮らしを守る「福祉の原点に立ち」コロナ禍により急増した生活課題への対応策と、新たなアイデアや工夫を取り入れた新しい障がい児・者福祉の実践を模索し、これまでの「あゆみをとめない」ための具体的な方策を講じていきます。

私たちのこうした活動が、地域の人々や世論の理解と共感を得て障がい児・者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共

に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える社会や、生活実現への一歩になることを信じ、法人組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに、令和6年度事業計画を定め、引き続き知的・発達障がい児・者の福祉の向上に一層努力する所存であります。

実施計画

1. 法人本部

(1) サービスの質の向上（信頼と安心のサービス）

前年度に引き続き、社会福祉法人の責務に鑑み、地域福祉の拠点施設として、更なる法人の機能強化に向け、積極的な事業展開を図ります。

重点目標としては、

- ① 多動や他傷性のある重度障がい児・者などで、危険を防止するための対応や支援の必要な重度利用者にとっては、支援方法や体制について、十分な配慮と検討を行う。
- ② 就労継続支援（B型）・就労移行支援の取り組みを通して、障害者の就労の方向性について検討する。
- ③ グループホームや通所サービス等、障がい者の生活全般についての検討や相談支援事業の強化等、今後の支援の方向性を纏める。
- ④ 青色防犯パトロール隊の活動を継続すると共に、更なる地域貢献活動として、地域住民のニーズや意向を把握しながら、プラスワンの新たな貢献を推進するなど、活動を強化する。
- ⑤ 首都圏直下型地震や南海トラフ・火山の噴火などの大災害の発生の懸念が指摘される中、また、感染症等の予防をしながら「できること、できる方法」を生み出す、障がい児・者福祉の本領を発揮する時だと考え、利用者の安心、安全の確保と事業の継続について万全の対策を講じる。

また、市町村の防災計画と連動した災害時の支援・応援・体制を構築する。

(2) 財務基盤の安定化

利用者へのサービス提供基盤をより強固にするためには、財政の安定など、利用者の安心感が得られる充実した環境づくりが重要である。

これまで、通所者やグループホーム体験利用者への利用促進への

様々な角度からの働きかけ等により、また、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの積極的な展開により、同事業での利用者の増加に伴って、デイケアの利用者も増加した結果、給付費の伸びが前年度比で、毎年約 18%位の伸びを示しておりましたが、コロナ禍の令和5年度は、前年度に比べ若干の落ち込みが見られた。

これに対し、人件費は、ここ5年間は、収入のほぼ65%前後で推移するなど、ほぼ適切な水準に収まっております。

障がい福祉サービス事業と云えども、経営であり、右手に「ロマン」左手に「ソロバン」のバランスが図れて、はじめて健全な法人運営が保たれ、利用者・職員の処遇改善や福祉サービスの向上を守ることが出来るのです。

今後共、これらの事業を堅実に拡大しつつ、給付費等の増収も図り、安定的な事業運営の持続及びコストマネジメントの徹底と創意工夫につとめ、更なる財務基盤の安定のため、全役職員が一丸となって取り組みます。

(3) 有能な人材確保と育成

社会福祉法人には、質の高い障害福祉サービスを安定して継続的に、提供することが求められている。それを担うのは、偏に人材であり、将来の法人の姿を考えると、法人の成長は「人材の育成」にかかっていると云っても過言ではありません。

法人理念を基本とした新人、中堅職員の育成はもとより、法人運営の中核となる職員や、施設長等の高齢化に伴う次世代リーダーの育成は急務であります。

事業部門別諸会議の運営の中心を役職とし、本部で会議を重ねることで、法人の理念・経営への意識を高めます。

人材の育成は、今後の法人経営の方向性を示す重要なことから、当該職員の人材育成、配置はこの2～3か年間をかけて準備する。

先の報酬改定でも示されたように、良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から福祉専門職の配置割合が高い事業所を評価できる新たな区分を創設するなどの見直し措置が図られました。

障がい者福祉のスペシャリストとして、時代と社会のニーズに対応できる人材がこれまで以上に求められることから、業務への取り組み意識を改革し、職員の資質の向上を図るため、人材育成を目的とした内外研修等を引き続き実施します。

(4) 人事制度・法人の組織強化

(活力と持続的発展性のある組織づくり)

各事業所の利用者の円滑な支援に向けて、これまで同様に適正な人の配置ができるよう法人の更なる組織強化を進める。

適正な人員配置、組織については、運営会議で検討し、理事会・評議員会に提案する。

また、少子高齢化に伴う障がい福祉制度の変革を見すえて、福祉人材の確保が難しくなる状況を勘案した人員確保の方策を明確にした経営モデルを構築する。

人事制度については、人事考課を昇・降任に反映するため、法人としての人事情報管理を開始し、給与表の見直しを行う。

職員は自覚して自己啓発をし、上司は責任を持って部下を育成する風土を醸成し、利用者への最良の支援を実現する。

(5) 働きかた改革「働きやすい職場づくり」

介護など福祉業界は、離職率が高く人材確保が困難と云われていますが、当法人では、これまで、成人分野・児童分野共に、定着率が好調でした。

しかし、此处に来て若干の出入りはあったものの、中心となる職員はほぼ定着安定しつつあります。

過去の経験を活かし、長時間労働や・メンタル不調の防止を図り、安心・安全な職場として職員の定着と業務のベストパフォーマンスが発揮できる職場環境を目指し、先ず、取り組んだのが「NO残業」でした。

職員に「定時には、パソコンの電源を落として」定時に退社すること。遅くとも、定時から30分以内には、完全退社するように徹底します。

それでも、残業を余儀なくなった場合には

- ① 残業する仕事の計画を立てる
- ② 作業時間を決めて承認を受ける
- ③ 無駄をなくし、時間を厳守する

ことを条件として、上司の伺いを立てるよう指示し、既に、その旨を各事業所に掲示しているところでもあります。

また、法令に従いこの度の働きかた改革の目玉である年次有給休暇の最低5日以上取得についても全員消化しており当然ながら働きやすい環境情勢になりました。

(6) 事業の進捗状況の点検把握と改善。

それぞれの事業の着実な実現に向け、その推進状況を評価するため、今後の目指すべき姿を示した指標を設定し、その進行や達成状況等について点検を行い、進捗状況の把握に努め、現状と課題、今後の方向性について適切な指導あるいは指示をこまめに行い改善につとめます。

(7) 法令遵守及び苦情解決のしくみと危機管理体制の整備

障害福祉サービス利用者の適切なサービス利用及び権利擁護を目的に、事業者として、常にその提供する障害福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めるため、その仕組みにおいて、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進してまいります。

併せて、法人、組織体制の点検を行い、運営を確固たるものとするため危機管理体制を整備・確立し、利用者から信頼され、安心される体制を構築します。

また、障害児・者の人権を対象としたすべての方々の人権を擁護するとともに、個人情報保護を含むコンプライアンスの遵守を徹底的に実行します。

更には、東日本大震災より13年が経過しましたが、来るべき東南海地震や首都直下型地震等への防備として、災害時の要援護者への支援の在り方や、地域の防災対策における施設・事業所の福祉避難所としての在り方等について引き続き検討を行うとともに、大規模災害に備え、既に、檀原市と法人との間で、当法人の生活介護事業所（友の室）と（自立支援センターかしはら）の2施設を檀原市民間福祉施設一時避難所として「災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力に関する協定書」を締結しております。

引き続き、令和2年5月に移転した福祉型児童発達支援センター「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」も災害発生時に民間福祉施設等が行うよう配慮者の受け入れ協力施設として、檀原市との協定締結を行い、平時からの防災体制及び災害発生時の効果的な支援体制の強化構築を目指します。

(8) 地域社会への貢献（地域住民や関係機関・団体等との連携の促進強化。）

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法人の「連携・協働・合併・事業譲渡」など、社会福祉法人の事業展開が取り上げられる

ようになりました。

その背景要因は、社会福祉法人改革です。地域における公益的な取り組みを実施する責務が定められ、各地で複数の法人が連携・協働して責務を果たそうとする動きが始まったことが事業展開の検討の背景要因と考えられます。

人口減少や急激な高齢化、地域社会の脆弱化によって、地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、従来のように福祉各法で想定する典型的な福祉ニーズに対して縦割りでサービスを提供するのでは、対応が困難になり、地域のニーズを起点に制度別のサービスや制度外のサービスに横櫛を通すことが求められている。

その次は、2040年問題です。人口減少社会、そして急速な高齢化に伴って、現役社会である生産年齢人口の割合が急激に減少することが予想されます。

その中で社会にある「人・モノ・カネ」の諸資源を効率的かつ効果的に活用するため、ICT「※」やロボットなどだけでなく、福祉サービスの供給メカニズムの抜本的な見直しが求められ、連携・協働化・大規模化が、有望な手段だと期待されています。

当法人としては、このような社会福祉法人の事業展開の検討には至っていませんが、身近な活動として、既に行っています「青色防犯パトロール隊」の活動を手始めに、地域に根ざした開かれた法人施設として、今後とも地域住民との良好な関係や、関係団体・機関、その他社会資源などとも密接に連携し、相互の信頼と協力により、所期の目的達成に努める所存です。

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されている。ICTは、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のことである。ICTは、デジタル化された情報通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

2. 各事業について

「補足資料：別表・現状と課題、今後の方向性」参照

(1) 生活介護事業所「友の室」の取り組み

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な支援を適切かつ効果的に行うことを本事業の基本としています。

支援については、ケアマネジメントの手法を用いて、個別支援計画に基づき適切な支援ができるようにするため、引き続き必要な社会資源の開拓と創出の取り組みをしてまいります。

そのため必要な活動として

- ① 利用者本人の日常生活に必要な社会関係を身につけるため地域の人々と積極的に交流を図る取り組みを行い、障がい特性に応じて、就労継続（B型）支援事業所「かしはらワークス」「以下B型作業所という」の出張先で活用のある場である「ゆうゆ～今井」を活用して、文化活動や創作活動を行うなど地域社会につながる活動をおこないます。
- ② 自己決定をする力を身につけるため、表現の手法と生活の中の「選択肢」を可能な限り多く準備し、本人に必要な援助が適切に行えるようにします。
- ③ 利用者本人の日中活動が、本人にとって出来るだけ適切な活動の場とするために、地域社会あるいは社会資源との連携を図るなど、様々な活動の場を拡大していきます。
- ④ 障がい特性を十分に把握し、無理のない個別支援や課題の酷似したグループ単位の支援を原則として、友の室外の活動を積極的にとりいれます。具体的には、本人のニーズと適正を軸に、障がい特性に応じた班編成とし、それぞれ主な支援や活動の重点を設定致します。
- ⑤ 更には、アルミ缶や古紙等リサイクル品の回収作業を通じて地域との交流、啓発を図り、園芸・農作業などの野外活動や軽作業・創作的活動を積極的に、バランスよく取り入れるなど幅広い活動を通じて最低限の生活スキルの習慣をめざします。
- ⑥ また、地域での活動は、地域での夏祭りなどの行事やイベント参加や、県スポーツ協会主催の「ゆうあいボーリング大

会」「県障がい者スポーツ大会」などに参加できるようにメンバー全員が取り組んで参ります。

- ⑦ 社会貢献活動・公益事業に位置づけ実施しております「青色防犯パトロール」を引き続き、職員と利用者と共に日中活動の中で鋭意取り組んでいく。

等々を支援の基軸においた活動をおこないます。

なお、本年度「令和6年度」の養護学校からの新卒業通所者は2名となります。

(2) 西和地区「上牧町内」における生活介護事業所新規建設について

当法人の放課後等デイサービス事業のうち、西和地域上牧町に展開のファミリーサポートせいわ「大地」については、定員を遥かにオーバーしており、その殆どが、香芝市・上牧町を中心とする奈良県立西和養護学校の児童・生徒であり、卒業後の進路についても8割が生活介護事業の利用を希望されており、生活介護事業所への通所希望が多い状況にあります。

このことから、昨年6月の理事会・評議員会において、「上牧町大字上牧」における3筆の用地につき、現地視察の上承認を頂き、放課後等デイサービス事業所並びに生活介護事業所の併設での建設計画を進めてきました。

同時に、近くに職員等の駐車場「30～40台駐車可能」用地の確保に奔走してきましたが、現時点での確保に至っておりません。

しかし、地権者との契約は、農地法の転用を停止条件とする売買契約を締結し、その所有権移転の時期を、本年5月末としていることから、今後の見通しとして、近々に条件をクリアするのは無理な状況にあることから、向こう一年間の期限延長の変更契約が必要となり、先日、仲介業者を介して契約期間の変更を申し入れたところ了承が得られたところであります。

また、駐車場用地の確保に至っていないことから、建設も生活介護事業所に絞って計画すべきとの判断から設計事務所にはその旨を伝え、設計変更をお願いしたところであり、具体的な内容がまとまり次第、本年6月の理事・評議員会で審議の上ご承認を得る所存であります。

(3) かしはらワークス「多機能事業所（就労移行支援）（就労継続支援・B型/被雇用型）」

一般企業に雇用されることが困難な障害のある人が、就労す

るにあたり必要な知識や能力の向上を図り、実習や職場探しを通じて、企業などへの雇用を目指した支援を行います。比較的軽度な方の就労に向けた活動の場を事業展開し、雇用に向け養護学校卒業生の進路として名乗りを上げることが課題であります。

第一に、利用者への工賃向上が課題として挙がっています。

「ミニレストランまぁぶる」・「お菓子工房実ん都」各店舗の認知度を上げるため、インスタグラムを用いたSNSの発信や、道の駅・販売会等への店舗外販売に力を注ぎます。

販売活動に関しては、新型コロナウイルス感染症が5類分類となり、対面での接客や活動が平常に戻りつつあります。積極的な出店を試み、「ミニレストランまぁぶる」・「お菓子工房実ん都」の売上を増やし、工賃向上へ向けた取り組みを行います。

就労支援A型事業として、法人直営の給食事業「なら子ども発達支援センターふぁ〜すと」内にあります給食センターが始動してから3年となります。安心安全な給食提供はもちろん、利用者の雇用に向けた実習の場として作業を行っていく予定です。

就労継続支援B型事業の活動内容としましては、染色講師の中居公子様の指導の下、布草履の鼻緒の染色技術や作品展など、利用者が染色技術を学び、「ゆうゆ〜今井」での販売をはじめ、生き生きと働く場として地域で根付くように活動しています。

就労移行支援事業におきましては、調理作業や焼き菓子等の加工、商品管理、納品、「まぁぶる」「実ん都」「たこまる」「軽作業」での活動全般と、給食事業等の作業を利用者の特性に合わせて行って参ります。

利用者の入所に関して、令和6年度に2名の新通所者が決定しました。1名は他事業所への入所も検討されていましたが、実習を通じた当法人での活動に共感し、選んで頂ける事となりました。

今年度目標としていました「選ばれる事業所」作りが実を結んだといえます。引き続き実習や、新たに始めております体験利用の活動を通じて、これからも「選ばれる事業所」作りを行い、地域に愛される事業所及び事業展開に邁進します。

(4) 共同生活援助事業

「グループホームきらめき（あすか・うねび）」

「グループホームビレッジまほら（A棟・B棟）」

障がいのある方の自立した生活や、施設や自宅から地域生活への移行に対応するためのステップとして事業展開しています。

今後想定される利用者のご家族様の高齢化と利用者様自身の重度、高齢化のニーズに対応する為に奈良県下では数例目となる日中サービス支援型グループホーム「ビレッジまほら A 棟」が令和 4 年 4 月より開所し、きらめき・あすか・うねびから転居された方利用者様と新たに入居された利用者様を含めて定員 21 名（本入居 20 名・短期入所 1 名）に対して現在 17 名の利用者が日々生活を送っています。

更に、引き続いてこの 2 月には、同じく日中サービス支援型「ビレッジまほら B 棟」が完成し、定員 20 名・ショートステイ 2 名として、新年度からスタートします。

日中サービス支援型グループホームは 24 時間サービスを提供可能で他の種類のグループホームに比べ必要な人員配置も多く、設備基準も厳しくなっていますが、特に「ビレッジまほら A 棟・B 棟」では手厚い人員配置とのほか、設備基準も厳しいなかでの耐震化、バリアフリー、エレベーターの設置など全てに対応した万全の支援体制を確保しております。

既存のきらめき・あすかについては、令和 6 年 5 月にまほら B 棟への移行を予定しております。今後の広報活動等を通じて、又、内覧会・説明会を行う事により新入居者獲得を目指しております。

特に、従たる事業所になる「うねび」においては B 型就労利用者様の入居を促進して参ります。

法人として、利用者様のニーズに対して適切なサービスを提供する事により利用者様の生活を 24 時間・365 日支えていく事が社会福祉法人の役割であると認識し、今後も事業展開を推進して参ります。

(5) 福祉型児童発達支援センター

なら子ども発達支援センターふぁ〜すと

当センターは、開設から間もなく 5 年を迎えますが、引き続き奈良県下中南和地域の中核の療育センターとして、その機能を強化し、地域の療育支援事業所全体の質の底上げに寄与できる取り組みを、地域の障害児の発達支援の入り口として、保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、当センターの相談

支援専門員、公認心理師等の専門職とも連携して、子どもの発達相談や家族支援を適切に行うなど、適切・必要な療育支援につなげていきます。

また、通所による療育センターとして定着してきました「親子通園」「毎日通園」「並行通園」「個別訓練」の療育支援を希望する家族や希望者が徐々に増え、利用登録者数が84名と増加してきました。橿原市は勿論の事、奈良県障害者総合支援センターのドクターからの紹介、各市町の担当課や保健センター、相談事業所の他に、幼稚園、保育園の方からの勧めや紹介、口コミ等による問い合わせも増えてきています。

① 「親子通園」

発達障害や、発達性共同障害のお子さんが早期に診断を受けられるケースが増え、1歳児からの参加も増えてきています。

早期療育のスタートとして、親子での通園で、子どもの発達について知り、積極的に受けに来られる保護者が増えていきます。

また、保育園、幼稚園では集団生活が難しく、退所して来られるケースもあり、「毎日通園」へと移行されています。

② 「毎日通園」

集団生活が困難で言葉の遅れや軽度の知的障害、自閉症スペクトラムの未就学児で基本的な生活習慣がつきにくく、丁寧な個別支援が必要な未就学児が対象で、保護者の中には就労している方が多いです。毎日の決まった安心できる環境の中で小集団の中で発達を促していきます。

コミュニケーションが取りにくい、言葉がなかなか出にくい等のことが、毎日の療育の中で成長が見られ、日々療育の大切さが保護者にも伝わって「毎日通園」を希望される保護者が増えました。特に年3回の参観日、誕生会、夏祭り、運動会、遠足、卒園式等様々な行事もあり、給食の提供も好評です。食事の偏食で悩んでいる事が多く、食育としても勧められています。

③ 「並行通園」

幼稚園、保育園に通園されている未就学児が小集団で支援を受けています。園生活でなかなか集団の中に入りやすく、困難さがあるお子様も、自己肯定感が持てる様になってきていま

す。

保護者支援として送迎も行っており、1昨年度より、幼稚園、保育園の先生から連携を兼ねて「ふぁ～すと」での様子を視察して貰うなどの連携を深めています。

④ 「個別訓練」

作業療法士による感覚統合訓練、STによる言語訓練は未就学児の訓練として定着しています。作業療法士による机上OTが始まり、その専門性から微細訓練として人気があり、お子様の発達の段階や支援の内容から、保育士や、公認心理師とカンファレンスを行い、個別訓練を進めています。

専門訓練士が子どもの発達を個人的な対応で促しています。年長児の小学校入学に向けて、学習支援も行っています。

⑤ 発達検査と個別面談

公認心理師が発達検査を新版K式発達検査で行っています。保護者にお子様の状態を伝える事で、お子様の今後の支援計画にも役立っています。半年ごとの間隔をおいて検査を実施する事によってお子様の支援に関わる支援者と保護者の共通認識に役立っています。

専門的に発達についての相談がすすめやすくなっています。半年ごとに個別支援計画の見直しの為、個別面談を行っています。それ以外でも、保護者との面談が必要な場合は面談し、保護者の支援として、十分な時間をとって支援の充実を図っています。

本年も、引き続き本格的な療育センターとして発展充実させ、新たな「福祉型児童発達支援センター」へと繋げて行くためにも、

また、名実ともに中南和の療育拠点として認知されるよう、専門性のある支援者を育成する観点から、職員間での勉強会やカンファレンスを行い、保護者にとっても利用しやすいセンターとして、役割を発揮していけるよう鋭意努力を重ねて参る所存であります。

(6) 児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業

「ファミリーサポートかしはら (太陽)」

「ファミリーサポートこおりやま (宇宙)」

「ファミリーサポートせいわ (大地)」

「ファミリーサポートかしはら（大海）」
「ファミリーサポートかしはら（銀河）」
「ファミリーサポートかしはら（大河）」
「ファミリーサポートせいわ（大地の森）」
「ファミリーサポートかしはら（はやぶさ）」
「ファミリーサポートかしはら（りゅうぐう）」
「ファミリーサポートかしはら（すてっぷ）」

この事業は「障がい児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」としており、成長期の児童・生徒における早期教育・早期療育支援の立場から、お母さんの就労という家族支援の観点からも、最も重要なサービスであります。

また、当法人の展開する居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」の利用者として、更には、卒業後の進路として、当法人の生活介護事業や就労系支援を選んで貰えることも、この事業の目的の一つでもあります。

また、法人事業収入全体の約65%前後を占めるまでに至り、法人事業躍進の原動力にも成長しております。

この事業は、事業開始直後から利用者が急激に増加し、今では、利用者が、特別支援学校4校、加えて、奈良市、生駒市、宇陀市・奥吉野、東吉野を除く、地域の小・中学校の特別支援学級の児童生徒、更には、就学前児通園施設「奈良県リハビリセンターのわかき愛育園」「かしのき園（橿原市）、仔鹿園（奈良市）」等を卒園して小学校へ進学して放課後等デイサービスへの利用契約が徐々に増加しつつあって、10事業所の契約者数は、現在365名「内訳：たいよう20名・宇宙31名・大地44名・大海32名・銀河36名・大河19名・大地の森45名・はやぶさ27名・りゅうぐう31名・すてっぷ80名」と推移しており「すてっぷ」が加わった分だけ増加しています。

放課後等デイサービス事業所については、全体的には契約者数の変動はないものの、事業所別では増減がみられる。

本年度も、まだ完全には終息していない新型コロナ等の感染防止に気配りしながら、魅力ある活動メニューを示し、充実した放課後等の支援により、更なる利用者の増加と増収に務めて参ります。

ただ、この度の新型コロナウイルス感染による緩和措置も解消され、障害福祉サービスの報酬改正に照らした運営を行って安定運営に向けた支援を行います。3か月の平均利用者の定員が125%を超えないためにも、また、養護学校卒業後の進路として貰うためにも、西和地域での新規事業所「放課後等デイサービス事業所・生活介護事業所」を創設すべく、前述の通り、本年度も引き続き用地の確保と建設に向けた活動を推進してまいります。

(7) 居宅介護等事業「デイケアセンターかしはら」

本事業は、障害のある方の休日や長期休暇等における本人の活動の幅を広げるための余暇活動等を支援する観点から、平成19年11月事業開始し、令和6年4月末で17年6か月になります。

利用者への積極的な情報提供の観点から、毎月企画発行するイベント情報も、二階堂養護学校、西和養護学校、大淀養護学校 在学中の利用者には、毎月その都度ご本人に手渡し、それに、地域の小・中学校の各特別支援学級の児童・生徒に配布し、本年3月で、発行回数も196回(月)を重ねるに至りました。

その結果、学校側の理解と協力により、くち込みや積極的な広報活動の成果もあってか、新型コロナ禍にあっても利用申し込みがあり、現契約者数が222名となっております。

昨年春までは、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しなかった状況下において、近隣の府県の状況により急遽の企画の変更や、参加人数の縮小などの対策により、休日等の利用者数は平均約30～40人程になることもありました。

しかし、本年度からは周辺府県での社会資源の活用もできる状況にもなりつつあることから、イベント利用にあたっては、引き続き感染症等への対策を講じながら、場所によっては密集にならない、手洗いの励行、マスク着用の対策を施し、「絶対に感染しない。感染させない」を常に意識し、利用者、職員ヘルパー共々徹底して行っていく所存であります。

今後ともこの事業の重要性に鑑み、利用者がより一日を充実して過ごせるよう、様々な資源の活用、利用者の障がい特性に沿った活動内容、さらには職員、ヘルパーが個別支援計画に基づき、支援技術の向上に努め、あらゆる機会を捉えて事業所の活性化を行っていきたいと考えております。

(8) 指定「一般・特定・障害児」相談支援事業（障がい児・者相談支援センターなら）現在、契約者数「312名」

相談支援事業は、障がい児・者の自立した生活を支えていくため、利用者の抱えるニーズや、課題にきめ細かく対応するとともに、必要な情報の提供や助言等を行い、様々な地域の資源や、契約制度のもとで、障がい福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことであります。

また、個々の利用者への支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で、サービス提供事業者などと連携して検討し、支援体制を整えて行くことが必要であります。

この制度は、平成24年4月から全障がい児・者に適用実施するとしていますが、橿原市のように市の要綱でその上限を決めており、障がいの状況や特性等から必要性があっても、それ以上は何としても支給しないと云う市町村もあります。

- 障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成する。
- 計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどを記載する。

と云うこのサービス等利用計画作成の趣旨や、重要性、必要性を尊重していない行政もあります。

その一方で、本人の障害特性やそれを支援する家族の状況等を総合的に勘案して、必要な日数や時間数を支給決定している市町村もあり、その格差が著しい状況にあることから、私たちは、当事者が立ち上げた法人として、あくまでも利用者のサイドに立った姿勢を貫き、地域自立支援協議会や障害者団体協議会などの運動団体と協働して、この制度の円滑な推進と平準化に向けて市町村に求めていく所存であります